



# 栃木県公報

令和元（2019）年  
6月28日（金）  
号 外  
第 6 号

## 目 次

### 規 則

- 栃木県建築基準条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理…………… 1

### 告 示

- 栃木県告示で定める様式用紙規格に関する告示の一部改正…………… 11
- 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の一部改正…………… 12

### 訓 令

- 訓令で定める様式用紙規格に関する訓令の一部改正…………… 13

### 教育委員会

- 教育委員会規則で定める様式用紙規格に関する規則の一部改正…………… 13
- 教育委員会告示で定める様式用紙規格に関する告示の一部改正…………… 14
- 教育委員会訓令で定める様式用紙規格に関する訓令の一部改正…………… 14

### 人事委員会

- 人事委員会規則で定める様式用紙規格に関する規則の一部改正…………… 14

### 公安委員会

- 銃砲刀剣類の売却に関する規程等の一部改正…………… 15

### 企 業 局

- 管理規程で定める様式用紙規格に関する規程の一部改正…………… 16

### 警 察 本 部

- 栃木県警察文書取扱規程の一部改正…………… 17

### 議 会

- 栃木県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部改正…………… 18

## 規 則

### 栃木県規則第二号

栃木県建築基準条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県建築基準条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

栃木県建築基準条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年栃木県条例第七号）第一条中栃木県建築基準条例（昭和五十七年栃木県条例第二号）第四十五条の改正規定の施行期日は、令和元年六月二十九日とする。

（建築課）

### 栃木県規則第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

栃木県知事 福田 富一

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(栃木県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 栃木県立自然公園条例施行規則(昭和三十二年栃木県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第十号の六(第十九条関係)</p> <p>表 略</p> <p>備考 この用紙は、<u>日本産業規格A六</u>とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。</p> <p>裏 略</p>	<p>別記様式第十号の六(第十九条関係)</p> <p>表 略</p> <p>備考 この用紙は、<u>日本工業規格A六</u>とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。</p> <p>裏 略</p>
<p>別記様式第十一号(第十九条関係)</p> <p>表 略</p> <p>備考 この用紙は、<u>日本産業規格A六</u>とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。</p> <p>裏 略</p>	<p>別記様式第十一号(第十九条関係)</p> <p>表 略</p> <p>備考 この用紙は、<u>日本工業規格A六</u>とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。</p> <p>裏 略</p>
<p>別記様式第十二号(第十九条関係)</p> <p>表 略</p> <p>備考 この用紙は、<u>日本産業規格A六</u>とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。</p> <p>裏 略</p>	<p>別記様式第十二号(第十九条関係)</p> <p>表 略</p> <p>備考 この用紙は、<u>日本工業規格A六</u>とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。</p> <p>裏 略</p>
<p>別記様式第十三号(第十九条関係)</p> <p>表 略</p> <p>備考 この用紙は、<u>日本産業規格A六</u>とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。</p>	<p>別記様式第十三号(第十九条関係)</p> <p>表 略</p> <p>備考 この用紙は、<u>日本工業規格A六</u>とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。</p>

裏 略	裏 略
--------	--------

（栃木県卸売市場条例施行規則の一部改正）

**第一条** 栃木県卸売市場条例施行規則（昭和四十六年栃木県規則第八十号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第3号（第5条関係）（<u>日本産業規格A3</u>）</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>別記様式第3号（第5条関係）（<u>日本工業規格A3</u>）</p> <p style="text-align: center;">略</p>
<p>別記様式第4号（第5条関係）（<u>日本産業規格A3</u>）</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>別記様式第4号（第5条関係）（<u>日本工業規格A3</u>）</p> <p style="text-align: center;">略</p>

（自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部改正）

**第三条** 自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則（昭和四十九年栃木県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第13号（第21条関係） 表</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 用紙は、<u>日本産業規格B7</u>縦長型とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。</p> <p style="text-align: center;">裏</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>別記様式第13号（第21条関係） 表</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 用紙は、<u>日本工業規格B7</u>縦長型とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。</p> <p style="text-align: center;">裏</p> <p style="text-align: center;">略</p>
<p>別記様式第14号（第21条関係） 表</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 用紙は、<u>日本産業規格B7</u>縦長型とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。</p> <p style="text-align: center;">裏</p>	<p>別記様式第14号（第21条関係） 表</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 用紙は、<u>日本工業規格B7</u>縦長型とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。</p> <p style="text-align: center;">裏</p>

略
別記様式第15号（第21条関係） （用紙 <u>日本産業規格</u> B 7 縦長型） 表
略
備考 用紙は、 <u>日本産業規格</u> B 7 縦長型とし、 厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。 裏
略
別記様式第16号（第21条関係） 表
略
裏
略
備考 用紙は、 <u>日本産業規格</u> B 8 横長型とし、 厚紙を用いる。

略
別記様式第15号（第21条関係） （用紙 <u>日本工業規格</u> B 7 縦長型） 表
略
備考 用紙は、 <u>日本工業規格</u> B 7 縦長型とし、 厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。 裏
略
別記様式第16号（第21条関係） 表
略
裏
略
備考 用紙は、 <u>日本工業規格</u> B 8 横長型とし、 厚紙を用いる。

（栃木県県南高等看護専門学校学則の一部改正）

**第四条** 栃木県県南高等看護専門学校学則（昭和五十年栃木県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記様式第10号（第16条関係） 略 備考 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A 3 とする。	別記様式第10号（第16条関係） 略 備考 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A 3 とする。

（栃木県立衛生福祉大学校規則の一部改正）

**第五条** 栃木県立衛生福祉大学校規則（昭和五十九年栃木県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の5 歯科技術学部歯科技工学科の部中「科学的思慮の基礎」を「科学的思考の基礎」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

**別記様式第10号（第16条関係）**

（その1） 保健看護学部（保健学科を除く。）、歯科技術学部及び臨床検査学部用

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A3とする。

（その2） 保健看護学部（保健学科に限る。）用

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A3とする。

**別記様式第10号（第16条関係）**

（その1） 保健看護学部（保健学科を除く。）、歯科技術学部及び臨床検査学部用

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A3とする。

（その2） 保健看護学部（保健学科に限る。）用

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A3とする。

（栃木県農業大学校規則の一部改正）

**第六条** 栃木県農業大学校規則（昭和五十九年栃木県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別記様式第8号（第19条関係）</b></p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A3</u>とする。</p>	<p><b>別記様式第8号（第19条関係）</b></p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A3</u>とする。</p>

（規則で定める様式の内紙規格に関する規則の一部改正）

**第七条** 規則で定める様式の内紙規格に関する規則（平成六年栃木県規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 規則で定める様式の内紙規格は、<u>日本産業規格A4</u>とする。ただし、知事（知事の権限に属する事務の委任を受けた者を含む。）及びその補助機関たる職員（以下この項において「知事等」という。）以外の者が作成すべき帳簿、台帳等の書類（知事等に提出すべきものを除く。）の様式の内紙規格については、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>1 規則で定める様式の内紙規格は、<u>日本工業規格A4</u>とする。ただし、知事（知事の権限に属する事務の委任を受けた者を含む。）及びその補助機関たる職員（以下この項において「知事等」という。）以外の者が作成すべき帳簿、台帳等の書類（知事等に提出すべきものを除く。）の様式の内紙規格については、この限りでない。</p> <p>2 略</p>

（栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則の一部改正）

**第八条** 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則（平成十一年栃木県規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(車両への表示)

**第十四条の二** 条例第二十條の二の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第一号に掲げる事項については日本産業規格Z八三〇五に規定する百ポイント以上の大きさの文字、同項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項については日本産業規格Z八三〇五に規定する六十ポイント以上の大きさの文字及び数字、同項第四号に掲げる事項については日本産業規格Z八三〇五に規定する三十ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

2 略

別表第一 (第二条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一 リットルにつき 〇・〇一ミリ リグラ ム以下	日本産業規格K〇一〇二 (以下「規格」とい う。)五十五に定める方 法
略		
六価クロム	検液一 リットルにつ き〇・ 〇五ミ リグラ ム以下	規格六十五・二(規格六 十五・二・七を除く。)に 定める方法(ただし、 規格六十五・二・六に定 める方法により塩分の濃 度の高い試料を測定する 場合にあつては、日本産 業規格K〇一七〇一七の 七のa)又はb)に定める操 作を行うものとする。)
略		
ジクロロメ タン	検液一 リットルにつ き〇・ 〇二ミ リグラ ム以下	日本産業規格K〇一二五 の五・一、五・二又は 五・三・二に定める方法

(車両への表示)

**第十四条の二** 条例第二十條の二の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第一号に掲げる事項については日本工業規格Z八三〇五に規定する百ポイント以上の大きさの文字、同項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項については日本工業規格Z八三〇五に規定する六十ポイント以上の大きさの文字及び数字、同項第四号に掲げる事項については日本工業規格Z八三〇五に規定する三十ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

2 略

別表第一 (第二条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一 リットルにつ き〇・ 〇一ミ リグラ ム以下	日本工業規格K〇一〇二 (以下「規格」とい う。)五十五に定める方 法
略		
六価クロム	検液一 リットルにつ き〇・ 〇五ミ リグラ ム以下	規格六十五・二(規格六 十五・二・七を除く。)に 定める方法(ただし、 規格六十五・二・六に定 める方法により塩分の濃 度の高い試料を測定する 場合にあつては、日本工 業規格K〇一七〇一七の 七のa)又はb)に定める操 作を行うものとする。)
略		
ジクロロメ タン	検液一 リットルにつ き〇・ 〇二ミ リグラ ム以下	日本工業規格K〇一二五 の五・一、五・二又は 五・三・二に定める方法

四塩化炭素	検液一 リットルにつき 〇・〇〇二 ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
略		
一・二―ジクロロエタン	検液一 リットルにつき 〇・〇〇四 ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
一・一―ジクロロエチレン	検液一 リットルにつき 〇・一 ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・二―ジクロロエチレン	検液一 リットルにつき 〇・〇四 ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
一・一・一―トリクロロエタン	検液一 リットルにつき 一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一・二―トリクロロエタン	検液一 リットルにつき 〇・〇〇六 ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
四塩化炭素	検液一 リットルにつき 〇・〇〇二 ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
略		
一・二―ジクロロエタン	検液一 リットルにつき 〇・〇〇四 ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
一・一―ジクロロエチレン	検液一 リットルにつき 〇・一 ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・二―ジクロロエチレン	検液一 リットルにつき 〇・〇四 ミリグラム以下	シス体にあつては日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
一・一・一―トリクロロエタン	検液一 リットルにつき 一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一・二―トリクロロエタン	検液一 リットルにつき 〇・〇〇六 ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法

	下				下		
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法		トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法	
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法		テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法	
一・三―ジクロロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法		一・三―ジクロロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法	
略				略			
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法		ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法	
略				略			
ふっ素	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下	規格三十四・一(規格三十四の備考一を除く。)若しくは三十四・四(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かし		ふっ素	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下	規格三十四・一(規格三十四の備考一を除く。)若しくは三十四・四(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かし	

	<p>た溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K〇一七〇一六の六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格三十四・一・一c) (注)第三文及び規格三十四の備考一を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和四十六年告示付表七に掲げる方法</p>		<p>た溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本工業規格K〇一七〇一六の六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格三十四・一・一c) (注)第三文及び規格三十四の備考一を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和四十六年告示付表七に掲げる方法</p>
略	略		
<p>備考 一〜三 略 四 一・二―ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	<p>備考 一〜三 略 四 一・二―ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

(栃木県名誉県民条例施行規則の一部改正)

第九條 栃木県名誉県民条例施行規則(平成十三年栃木県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式(第二條関係)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格B3とする。</p>	<p>別記様式(第二條関係)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格B3とする。</p>

(栃木県景観条例施行規則の一部改正)

第十條 栃木県景観条例施行規則(平成十五年栃木県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第一号備考5及び別記様式第二号備考5中「石臼上糞漉漆」を「石臼風糞漉漆」に改める。

(栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第十一條 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成十七年栃木県規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線以示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第3（第6条関係）</b></p> <p>(1) ばい煙に係る規制基準</p> <p>ばい煙中の有害物質の規制基準は、次の表の第2欄に掲げる有害物質の種類及び同表の第3欄に掲げる施設の種類ごとに同表の第4欄に掲げる有害物質の量とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 この表の第4欄に掲げる有害物質の量は、1の項に掲げるものについては<u>日本産業規格</u>（以下「規格」という。）K0106に定める方法により測定される量として、2の項に掲げるものについては規格K0107に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものについては規格K0303に定める方法により測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p><b>別表第3（第6条関係）</b></p> <p>(1) ばい煙に係る規制基準</p> <p>ばい煙中の有害物質の規制基準は、次の表の第2欄に掲げる有害物質の種類及び同表の第3欄に掲げる施設の種類ごとに同表の第4欄に掲げる有害物質の量とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 この表の第4欄に掲げる有害物質の量は、1の項に掲げるものについては<u>日本工業規格</u>（以下「規格」という。）K0106に定める方法により測定される量として、2の項に掲げるものについては規格K0107に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものについては規格K0303に定める方法により測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(2)～(6) 略</p>

（栃木県県税条例施行規則の一部改正）

**第十二条** 栃木県県税条例施行規則（平成十七年栃木県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線以示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別記様式第79号（第24条関係）</b></p> <p>表面</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A5とする。</p> <p>裏面</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p><b>別記様式第89号の20（第24条関係）</b></p> <p>表面</p>	<p><b>別記様式第79号（第24条関係）</b></p> <p>表面</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A5とする。</p> <p>裏面</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p><b>別記様式第89号の20（第24条関係）</b></p> <p>表面</p>

略

備考 様式の大きさは、日本産業規格A5とする。  
裏面

略

別記様式第111号（第24条関係）  
表面

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5とする。  
裏面

略

略

備考 様式の大きさは、日本工業規格A5とする。  
裏面

略

別記様式第111号（第24条関係）  
表面

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。  
裏面

略

（栃木県統計調査条例施行規則の一部改正）

第十三条 栃木県統計調査条例施行規則（平成二十一年栃木県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式（第6条関係） （表）</p> <p>略</p> <p>（裏）</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A7</u>とする。</p>	<p>別記様式（第6条関係） （表）</p> <p>略</p> <p>（裏）</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A7</u>とする。</p>

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（文書審事課）

告 示

栃木県告示第百二十五号

栃木県告示で定める様式の用紙規格に関する告示（平成六年栃木県告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から適用する。

令和元年六月二十八日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>栃木県告示で定める様式の内紙規格は、他の告示に特別の定めがあるものを除き、<u>日本産業規格 A 4</u>とする。</p>	<p>栃木県告示で定める様式の内紙規格は、他の告示に特別の定めがあるものを除き、<u>日本工業規格 A 4</u>とする。</p>

(文書学事課)

栃木県告示第百二十六号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等（昭和四十七年栃木県告示第七十号）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から適用する。

令和元年六月二十八日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>一 略</p> <p>二 法第四条第一項に規定する時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第二種区域（第二種区域の夜間に係るものは除く。）、第三種区域及び第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和二十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「学校、病院等」という。）の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から五デシベルを減じた値とする。</p> <div data-bbox="154 1780 746 1854" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 騒音の測定方法は、当分の間、<u>日本産業規格 Z 八七三二</u>に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</p>	<p>一 略</p> <p>二 法第四条第一項に規定する時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第二種区域（第二種区域の夜間に係るものは除く。）、第三種区域及び第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和二十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「学校、病院等」という。）の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から五デシベルを減じた値とする。</p> <div data-bbox="794 1780 1386 1854" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 騒音の測定方法は、当分の間、<u>日本工業規格 Z 八七三二</u>に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</p>

三 略  
4 ～ 8 略  
(一) ～ (四) 略

三 略  
4 ～ 8 略  
(一) ～ (四) 略

(環境保全課)

## 訓 令

### 栃木県訓令第1号

本 庁  
出先機関

訓令で定める様式の内紙規格に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

栃木県知事 福田 富一

#### 訓令で定める様式の内紙規格に関する訓令の一部を改正する訓令

訓令で定める様式の内紙規格に関する訓令(平成六年栃木県訓令第1号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
訓令で定める様式の内紙規格は、他の訓令に特別の定めがあるものを除き、 <u>日本産業規格 A 4</u> とする。	訓令で定める様式の内紙規格は、他の訓令に特別の定めがあるものを除き、 <u>日本工業規格 A 4</u> とする。

#### 附 則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

(文書字事課)

## 教 育 委 員 会

### 栃木県教育委員会規則第1号

教育委員会規則で定める様式の内紙規格に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政利

#### 教育委員会規則で定める様式の内紙規格に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会規則で定める様式の内紙規格に関する規則(平成六年栃木県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 教育委員会規則で定める様式の内紙規格は、 <u>日本産業規格 A 4</u> とする。ただし、教育委員会、教育長並びに教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項において「教育委員会等」という。)以外のものが作成すべき帳簿、台帳等の書類(教育委員会等に提出すべきものを除く。)の様式の内紙規格については、この限りではない。	1 教育委員会規則で定める様式の内紙規格は、 <u>日本工業規格 A 4</u> とする。ただし、教育委員会、教育長並びに教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項において「教育委員会等」という。)以外のものが作成すべき帳簿、台帳等の書類(教育委員会等に提出すべきものを除く。)の様式の内紙規格については、この限りではない。
2 略	2 略

**附 則**

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

**栃木県教育委員会告示第二号**

教育委員会告示で定める様式の使用紙規格に関する告示(平成六年栃木県教育委員会告示第六号)の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から適用する。

令和元年六月二十八日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政 利

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
教育委員会告示で定める様式の使用紙規格は、他の教育委員会告示に特別の定めがあるものを除き、 <u>日本産業規格 A 4</u> とする。	教育委員会告示で定める様式の使用紙規格は、他の教育委員会告示に特別の定めがあるものを除き、 <u>日本工業規格 A 4</u> とする。

**栃木県教育委員会訓令第一号**

事務局  
県立学校  
学校以外の教育機関

教育委員会訓令で定める様式の使用紙規格に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政 利

**教育委員会訓令で定める様式の使用紙規格に関する訓令の一部を改正する訓令**

教育委員会訓令で定める様式の使用紙規格に関する訓令(平成六年栃木県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
教育委員会訓令で定める様式の使用紙規格は、他の教育委員会訓令に特別の定めがあるものを除き、 <u>日本産業規格 A 4</u> とする。	教育委員会訓令で定める様式の使用紙規格は、他の教育委員会訓令に特別の定めがあるものを除き、 <u>日本工業規格 A 4</u> とする。

**附 則**

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

(総務課)

**人 事 委 員 会**

**栃木県人事委員会規則第二号**

人事委員会規則で定める様式の使用紙規格に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

**人事委員会規則で定める様式の使用紙規格に関する規則の一部を改正する規則**

人事委員会規則で定める様式の使用紙規格に関する規則(平成六年栃木県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

人事委員会規則で定める様式の内紙規格は、日本産業規格A4とする。ただし、他に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

人事委員会規則で定める様式の内紙規格は、日本工業規格A4とする。ただし、他に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

公安委員会

栃木県公安委員会規則第七号

銃砲刀剣類の売却に関する規程等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

栃木県公安委員会委員長 白井佳子

銃砲刀剣類の売却に関する規程等の一部を改正する規則

(銃砲刀剣類の売却に関する規程の一部改正)

第一条 銃砲刀剣類の売却に関する規程(昭和三十五年栃木県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第4号(第13条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A6</u>とする。</p> <p>別記様式第5号(第13条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A6</u>とする。</p> <p>別記様式第9号(第15条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A6</u>とする。</p>	<p>別記様式第4号(第13条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A6</u>とする。</p> <p>別記様式第5号(第13条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A6</u>とする。</p> <p>別記様式第9号(第15条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A6</u>とする。</p>

(栃木県道路交通法施行細則の一部改正)

第二条 栃木県道路交通法施行細則(昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第二十九条 運転免許取得者教育の認定に関する規</p>	<p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第二十九条 運転免許取得者教育の認定に関する規</p>

則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第十三条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

2 運転免許取得者教育の認定に関する規則第十三条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

3 運転免許取得者教育の認定に関する規則第十三条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二二一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

4 運転免許取得者教育の認定に関する規則第十三条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二 略

則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第九條のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

2 運転免許取得者教育の認定に関する規則第九條の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

3 運転免許取得者教育の認定に関する規則第九條の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二二一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

4 運転免許取得者教育の認定に関する規則第九條のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二 略

(栃木県公安委員会規則で定める様式の内紙規格を定める規則の一部改正)

第三条 栃木県公安委員会規則で定める様式の内紙規格を定める規則(平成六年栃木県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
公安委員会規則で定める様式の内紙規格は、日本産業規格A4とする。ただし、公安委員会規則で定める様式の内紙規格に関し他の公安委員会規則に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。	公安委員会規則で定める様式の内紙規格は、日本工業規格A4とする。ただし、公安委員会規則で定める様式の内紙規格に関し他の公安委員会規則に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第一号

管理規程で定める様式の内紙規格に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

栃木県知事 福田 富一

管理規程で定める様式の用紙規格に関する規程の一部を改正する管理規程

管理規程で定める様式の用紙規格に関する規程(平成六年栃木県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 管理規程で定める様式の用紙規格は、 <u>日本産業規格</u> A 4 とする。	1 管理規程で定める様式の用紙規格は、 <u>日本工業規格</u> A 4 とする。
2 略	2 略

附 則

この管理規程は、令和元年七月一日から施行する。

(経営企画課)

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第三号

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

栃木県警察本部長 原 田 義 久

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県警察文書取扱規程(平成十二年栃木県警察本部訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(文書作成の基準) <b>第二十五条 略</b> 2 略 3 用紙は、原則として、 <u>日本産業規格</u> に基づく <u>縦</u> 加工仕上寸法の A 列 4 番の大きさのものを用いるものとする。	(文書作成の基準) <b>第二十五条 略</b> 2 略 3 用紙は、原則として、 <u>日本工業規格</u> に基づく <u>縦</u> 加工仕上寸法の A 列 4 番の大きさのものを用いるものとする。
<b>別記様式第 4 号 (第15条、第24条関係)</b> 文 書 処 理 票 略 備考 1 規格は、 <u>日本産業規格</u> A 列 5 番とする。 2 略	<b>別記様式第 4 号 (第15条、第24条関係)</b> 文 書 処 理 票 略 備考 1 規格は、 <u>日本工業規格</u> A 列 5 番とする。 2 略
<b>別記様式第19号 (第50条関係)</b> 受 領 書 略 備考 規格は、 <u>日本産業規格</u> A 列 6 番とする。	<b>別記様式第19号 (第50条関係)</b> 受 領 書 略 備考 規格は、 <u>日本工業規格</u> A 列 6 番とする。

附 則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

議 令

栃木県議会告示第一号

栃木県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日

栃木県議会議長 早川尚秀

栃木県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県政務活動費の交付に関する条例施行規程(平成十三年栃木県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収支報告書等の閲覧等)</p> <p><b>第九条 略</b></p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第十二条第四項の規定により収支報告書等の写しの交付を受ける者が負担しなければならない費用の額は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 当該収支報告書等を複写機により日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付 一面につき十円</p> <p>二 当該収支報告書等を複写機により日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付 一面につき八十円</p> <p>7・8 略</p>	<p>(収支報告書等の閲覧等)</p> <p><b>第九条 略</b></p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第十二条第四項の規定により収支報告書等の写しの交付を受ける者が負担しなければならない費用の額は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 当該収支報告書等を複写機により日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付 一面につき十円</p> <p>二 当該収支報告書等を複写機により日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付 一面につき八十円</p> <p>7・8 略</p>

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。